

【資料1-2】外部評価に係るヒアリング事項一覧

事業番号	ヒアリング対象事業名	平成29年度の取組状況	委員からの質問事項	所管課回答	質問者	ヒアリング事項	課所名
169	①セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	<p>・市内在住者・在勤者を対象に「働く人の支援講座(基礎から学ぶ労務実務ステップアップコース)」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。</p> <p>テーマ:「ハラスメント対策のポイント」(全1回)</p> <p>受講者数:34名</p> <p>アンケート結果:</p> <p>①96.9%が満足と回答</p> <p>②96.9%が生活の中で役立つと回答</p> <p>・市のホームページ上に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止についての情報発信を行い、事業者に向けて周知啓発を図った。</p>	<p>年1回、34名の参加の事業の実施では、普及の点で不十分ではないでしょうか。複数の事業所にアウトリーチ(出前)の講座を行う等、さらに積極的な取組の検討が必要ではないかと思うがいかがでしょうか。</p>	<p>同講座の実施に当たり、市民に向けては市報や公共施設へのチラシの配架により、勤労者に向けては商工会議所会報誌や勤労者福祉サービスセンター会報誌、経済局関連企業へのメールマガジンなどの方法により広く周知を図りましたが、34名の参加となりました。本年度も労働に関する法律や時事的な内容について、正しい認識と理解を啓発する講座を実施する予定ですので、広報方法等について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>事業所へのアウトリーチについて、当課ではすでに「安心して働くために知っておきたいこと」をテーマに出前講座を実施しております。当該講座の存在が多く事業所に認知されるよう、効果的な周知を検討してまいりたいと考えております。</p>	鈴木委員	<p>この講座は昨年度は民間事業者に委託していたと思うが、参加者が34名であることに対し、今後、どのように参加者を増やしていこうと考えているかについて伺いたい。</p>	労働政策課
170	②市役所における防止体制	<p>平成29年度版「人事の手引」にセクシュアル・ハラスメントの防止に関するマニュアルや「セクシュアル・ハラスメントの正しい理解のために」を掲載した。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するため、「さいたま市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」を見直し、平成29年12月1日付けで新たに「さいたま市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し全庁に周知した。</p> <p>平成30年1月30日に課長級以上の職員を対象として「ハラスメント防止セミナー」を実施した。</p>	<p>①「要綱」を見直されたとありますが、特にセクシュアル・ハラスメントについての記述は、具体的にどのような見直しがあったのか教えて下さい(「さいたま市例規集」にはこの要綱は未掲載のようです)。記された「取組状況」から推測しますと、セクシュアル・ハラスメントが他の事項と並列されていない、結果として訴求力が弱まった可能性が危惧されます。</p> <p>②課長級以上を対象としたセミナーを開催されたとありますが、それ以外の職員に対しては、「人事の手引き」配付以上の研修などは実施されないのでしょうか。</p> <p>③市役所内には、独立してセクシュアル・ハラスメントの相談を受け付ける委員会の類は当然のこと設置されているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①「要綱」の見直しにつきましては、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するとの考えから改正を行ったものです。セクシュアル・ハラスメントの記述については、基本的には従前の「要綱」の記述を反映しており、更にハラスメントの防止を強化するため、「所属長の責務」に苦情相談窓口への報告等により問題解決を図る旨を追加したり、ハラスメントを相談したことにより不利益な取扱いを受けないようにする旨を新たに規定するなどの改正を行っております。</p> <p>②管理職以外の職員につきましては、所属長による日常の執務を通じた指導等や各所属における研修等により、ハラスメントに対する理解を深め、防止に向けて取り組んでいるものと考えております。</p> <p>③セクシャル・ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するため、人事担当課内に苦情相談窓口を設置しており、人事担当課長が問題の内容又は状況から判断して、必要と認めるときは、ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼することとしております。</p> <p>なお、任命権者から独立した中立的機関として人事委員会においても、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を受け付けております。</p>	中山委員	<p>②の「日常の執務を通じた指導等や各所属における研修等」について、従来の対価型セクハラおよび環境型セクハラにおいては、地位の上下、職制を背景とする面があり、このため管理職を対象とした研修を実施することは非常に大事であると思うが、昨今のセクハラの状態を考えた場合、一般職員についても同様に貴課が主催する全庁的研修が必要ではないかと考える。今後の対応について伺いたい。</p>	人事課
			<p>取組みが本当にハラスメント防止に寄与したかどうか、職員を対象に自身の受けた(あるいは見聞きした)ハラスメントの有無やその内容を調査するような効果測定はしますか。</p>	<p>お尋ねの効果測定についてですが、現時点では実施は予定しておりません。</p>	鈴木委員	<p>効果測定の有無だけでなく、今後どのように取り組んでいくのかについて伺いたい。</p>	
			<p>「人事の手引き」を読んだ職員は、例えばサインをするなど、読んだかどうかの確認はされているのでしょうか。</p>	<p>「人事の手引き」は業務用パソコンのデータベースに保管し、職員がいつでも確認できる環境を確保しており、読んだかどうかの確認までは行っておりません。</p>	鈴木委員	<p>現時点で読んだかどうかの確認を行っていないとのことであるが、職員がどこまで読んだかを確認するための今後の取組みについて伺いたい。</p>	
171	③学校現場等における防止体制	<p>各学校を訪問し、教職員倫理確立委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会の実施を確認した(年平均3回)。</p>	<p>この項目は、教職員から児童・生徒に対するハラスメント・性犯罪も対象になっています。</p> <p>仮に対象あるならば、2017年の数件の不祥事(小学校教諭による児童盗撮事案、抱きつき事案等)を踏まえ、取組内容や今後の取組に見直しや反映されている点はありますか。</p>	<p>教職員からの児童・生徒に対するハラスメントについては対象となっています。性犯罪については対象外であり、教職員の非違行為(教職員事故)として取扱います。</p> <p>2017年に発生した左記の事案については、教職員の非違行為(教職員事故)として対応しました。</p>	田代会長	<p>「教職員からの児童・生徒に対するハラスメントについては対象となっています。」とあり、犯罪についての対応は記載されているが、(犯罪ではない)ハラスメントへの対応をどうしているかを伺いたい。</p>	教職員人事課

【資料1-2】外部評価に係るヒアリング事項一覧

事業番号	ヒアリング対象事業名	平成29年度の取組状況	委員からの質問事項	所管課回答	質問者	ヒアリング事項	課所名
175	②学校等における人権教育の推進	<p>①59の全ての地区公民館で人権講座を実施、市立小・中学校から人権標語90,774点、作文66,254点の応募、人権作文集・人権教育ニュース等の啓発資料を発行し、計画どおりに配布した。</p> <p>②平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に代わり、第3版「人権教育指導プラン」を作成し、完成させた。平成30年度の5月4月末までに配布する。</p> <p>③学校人権教育研修会を39回開催した。</p>	<p>「人権教育の推進」の取組状況および今後の取組について、男女共同参画に関する取組を具体的に教えてください。</p>	<p>「女性」に関わる人権課題については、例えば中学校では「固定的な性別役割分担意識にとられない生き方について考えるとともに、社会にある性による差別に気づき、男女平等を実現しようとする積極的な態度を身に付ける」ことを目標としています。</p> <p>具体的には、女性の人権に関する正しい知識を身に付けるため、社会科学を中心として日本国憲法第14条・24条などの学習を行い、女性の人権保障について理解させています。また、「男女共同参画社会」の実現に向けて努力する態度を養うため、教科書等で「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」を扱い、その内容と意義について正しく理解させています。</p> <p>さらに、昨年度末に完成した「第3版人権教育指導プラン<教師用>」では、人権課題「女性」として各教科等で指導可能な内容を掲載しております。</p> <p>今年度の人権教育主任会等で同プランを使つての指導方法の研修を行う予定です。</p>	<p>飯島委員</p> <p>田代会長</p>	<p>取組内容に「③学校人権教育研修会を39回開催した。」とあるが、学校人権教育研修会に男女共同参画に関わる内容としてどのようなものを実施しているのか。女性への暴力も含め、どのように捉え、どのように研修しているのかを具体的に訊きたい。</p> <p>女性の人権については、「人権教育及び人権啓発推進 さいたま市基本計画」に規定されており、これに基づく取組みもあるかと思うので、併せて伺いたい。</p> <p>また、学校教育におけるセクシャル・マイノリティに対する取組みについても伺いたい。</p>	<p>人権教育推進室</p>
		<p>性別にとられることのない看護教育が実践できた。</p>	<p>取組状況に「性別にとられることのない看護教育が実施できた」とありますが、「性別にとられることのない看護教育」とは何を示すのか、具体的に教えてください。内容によっては、反対に性別による格差等を意識した看護教育が必要な事柄があるのではないかと思います。この点については何か考えや実績はありますか。</p>	<p>本学院において実施している「性別にとられることのない看護教育」についてですが、具体的には、人間の健康を性と生殖の側面から考える「母性看護学」や、実際の患者の方と触れ合う実習、特に出産時における実習についても、各病院の協力を得ながら、性別を問わず行っております。</p> <p>また、課外授業などにおいても、男女混合のグループを基本とし、それぞれの立場で意見交換を行っております。</p> <p>なお医療の現場においては、看護師は患者の方の性別を問わず処置等を行っているため、性別による格差等を意識した看護教育は、現在のところ行っておりません。</p>	<p>飯島委員</p>	<p>性別を考慮した教育に関して、今回の外部評価の対象である「女性に対するあらゆる暴力の根絶」でいえば、例えば、学生との交際におけるデートDV、教職員/学生間のセクシュアル・ハラスメント、就職後の患者からのセクシュアル・ハラスメント等の課題が挙げられるかと思う。また、女性中心の看護師の職に男性が増えてきていることにかかわる現状・課題を、学生が男女共同参画の視点から考えることも大切かと思う。これらの事柄について、学生や教職員に対する教育・研修・意識醸成の機会等はないのか。もし、ないのであれば、プランの趣旨からすると重要だと考えるが、いかがか。</p>	<p>高等看護学院</p>
176	③若年層における未然防止啓発の推進	<p>①これまでのデートDVパンフレットの内容の見直しを図った最新版を作成し、市立中・高等学校の2年生を対象に配布した。</p> <p>②市立中・高等学校教職員を対象にした、デートDV研修会を実施した。市立高校全4校から各2名ずつと、希望のあった市立中学校2校2名の出席があった。</p>	<p>「中学校希望者の参加が少ない」とありますが、これは「中学校では参加希望者が少ない」という意味に理解してよろしいでしょうか。その場合、(市長部局から相当程度独立した)行政委員会たる教育委員会の事務局として、状況改善のため今後どのような独自性ある工夫・働きかけを行うのか具体的に教えてください。また、「デートDV」のパンフレットが中学の(3年生ではなく)2年生に配付される理由、さらには中学校段階での「デートDV」の可能性とその防止のための啓発事業の必要性についてのご認識も併せてお知らせ下さい。</p>	<p>希望する中学校教職員の「デートDV防止研修会」への参加は、平成26年度から各学校の実情に応じ参加していただいておりますが、参加希望者は少ない状況です。</p> <p>本年は人権教育主任研修会で、デートDV予防の重要性を説明し、「デートDV防止研修会」への参加を再度呼びかけてまいります。「デートDV」のパンフレットを中学2年生に配布している理由につきましては、中学1年の保健体育の授業で、「心身の機能の発達と心の健康」について学び、男女の心と身体の違い等を正しく理解すること、お互いの価値観や考え方の違いを実感することにより、お互いに認め合えるようにすることを学びます。</p> <p>さらに、平成27年1月の「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識実態調査報告書」の中の「3.デートDV防止教育の必要性(2)早い時期からの防止教育が必要」との課題提起されているところです。このため、防止教育の観点から中学2年生の夏休み前が効果的と考え、「デートDV」防止のパンフレットの作成・配布を行い、早期のデートDV防止の啓発活動を行っているものです。</p>	<p>中山委員</p>	<p>『中学1年の保健体育の授業で、...男女の心と身体の違い等を正しく理解すること、お互いの価値観や考え方の違いを実感することにより、お互いに認め合えるようにすることを学びます。』とあるが、女子と男子には性別による「心、価値観や考え方の違い」があるという認識の根拠、もしくはその背景を伺いたい。</p>	<p>人権教育推進室</p>
179	③多様な被害者への配慮	<p>①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施した。</p> <p>②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高めるため、外国人市民のために、生活ガイドブック・ガイドマップを配布した。</p>	<p>「①外国人のための生活相談」の取組状況について、DVや夫婦間のトラブル等に関する相談件数はどのくらいあるか教えてください(相談全体の件数もわかれば教えてください)。</p>	<p>相談内容については基本的に「医療・福祉・年金」、「住居」といったジャンルで集計しているためさらに詳細な内容については把握しておりません。相談全体の件数については平成29年度実績で39件です。</p>	<p>飯島委員</p>	<p>「相談内容についてはジャンル別に集計しているため、さらに詳細な内容については把握していない。」とのことであるが、事業が計画に掲載されている以上、DVや夫婦間のトラブル等ジャンル別に把握するべきではないかと考えるが、その点について伺いたい。</p>	<p>観光国際課</p>